

## ○まんのう町PFI事業問題第三者検討委員会設置規則

(平成26年9月19日規則第15号)

(名称及び目的等)

第1条 まんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業（以下「本事業」という。）において発生した諸問題を解決し、まんのう町民の利益を実現するため、まんのう町PFI事業問題第三者検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項の目的達成のため、調査及び検討をする。

3 委員会は、前項の調査及び検討の実施にあたり、まんのう町民の利益を最大限に尊重する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 本事業において整備した施設及び整備した施設の維持管理運営に関する問題

(2) 本事業に係る契約に関する問題

(3) 前2号に掲げるもののほか本事業に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士

(3) 前2号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

2 前項に規定する委員会の委員の定数は、10名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の目的を達成した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会が必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、在任中であると退職後であるとを問わず、委員会活動により知り得た情報を漏らしてはならない。ただし、公知の事実に関してはこの限りではない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事業担当課が行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成26年9月19日から施行する。